

赤穂市学校給食用物資納入業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、赤穂市学校給食会会計規則第19条の規定により、赤穂市学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 納入業者になろうとするものは、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 兵庫県内又は備前市内に営業所があり引続き2年以上その営業を行っていること
- (2) 工場、店舗等固定した営業施設を有し、電話設備があること
- (3) 指示する品目、数量を期日に指定する場所へ納入できること
- (4) 製造、加工業者にあつては、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備されていること
- (5) 健康福祉事務所(保健所)の食品衛生監視点が80点以上、もしくは監視回数が基準を満たしていること
- (6) 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されていること
- (7) 納税の義務が履行されていること
- (8) 営業経歴が正しく営業状態が良好であること

(申請書類)

第3条 納入業者になろうとするものは、赤穂市学校給食会理事長（以下「理事長」という。）に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 営業所又は工場の施設、設備の平面図
- (3) 主たる仕入先又は販売先の取引証明書
- (4) 納税証明書
 - ① 市内の業者については法人市民税又は県市民税、固定資産税等の完納であるもの
 - ② 市外の業者については本社又は委任を受けた営業所の地方税等が完納であるもの
- (5) 食品衛生監視票
- (6) 営業許可を証する書面
- (7) 従業員の健康管理状況報告書
- (8) 使用印鑑届
- (9) 誓約書
- (10) 委任状

2 前項第3号から第6号についてはその写に原本証明を行ったものに代えることができる。

3 第1項第5号及び第6号については兵庫県食品衛生監視指導計画の業種別監視回数基準に定める区分により提出すること

4 第1項第10号については申請者と登録業者が異なる場合のみ提出すること
(登録の決定)

第4条 理事長は、登録の申請を受けたときは理事会に諮り登録の決定を行うものとし、決定業者に登録通知書を交付するものとする。

2 理事長は、年度途中で登録の申請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その内容を審査の上、理事会の議決を経ることなく、登録の決定を行うことができる。この場合においては、理事長は、次の回の理事会に報告して、その承認を受けなければならない。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、4月1日から2年間（以下「定期登録期間」という。）とする。ただし、年度途中で登録した場合の有効期間は、登録日から定期登録期間の最終日までとする。

(登録の受付)

第6条 登録の受付時期は、理事長が定める期間とする。

(登録の取消し)

第7条 納入業者が登録の期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、理事長はその登録を取り消すことができる。

- (1) 営業の許可が取り消されたとき
- (2) 食品に関する法律並びに諸規定により営業停止等の措置がなされたとき
- (3) 第3条第9号の誓約事項に違背したとき
- (4) その他理事長が不相当と認めたとき

(変更の届け出)

第8条 納入業者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、理事長にその変更の届出をしなければならない。

- (1) 申請者の商号、名称及び所在地並びに電話番号
- (2) 受任者の名称及び所在地並びに電話番号
- (3) 法人にあっては、その代表者又は受任者の氏名
- (4) 個人にあっては、その者の氏名

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は理事長が定める。

付 則

この基準は、平成8年7月9日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年6月7日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年11月15日から施行する。